

# 第3回「対日直接投資促進戦略」重点事項推進

## ワーキング・グループ

### 議事概要

#### (開催要領)

1. 開催日時：令和4年12月23日（金）14:00～15:30
2. 場所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室 ※オンライン併用
3. 出席者：  
<ワーキング・グループ>  
座長 伊藤元重 東京大学 名誉教授  
座長代理 仲條一哉 独立行政法人日本貿易振興機構 理事  
構成員 浅井英里子 GEジャパン株式会社 代表取締役社長  
同 神保寛子 西村あさひ法律事務所 パートナー  
同 リヨネル・ヴァンサン ルフェーブル・ペルティエ・エ・アソシエ  
外国法事務弁護士法人  
マネージングパートナー

#### <政府側>

- |      |                  |
|------|------------------|
| 後藤茂之 | 経済財政政策担当大臣       |
| 藤丸敏  | 内閣府副大臣（経済財政政策）   |
| 鈴木英敬 | 内閣府大臣政務官（経済財政政策） |
- （他、総務省、経済産業省、内閣官房、内閣府より事務方出席）

#### (議事次第)

1. 開会
2. 議事  
海外から見て魅力ある成長分野の強化、海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善、中間整理
3. 閉会

#### (資料)

- 資料1 経済産業省提出資料  
資料2 内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）提出資料（「スタート

	アップ育成5か年計画」)
資料3	内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）提出資料（「資産所得 倍増プラン」)
資料4	総務省提出資料
資料5	内閣府（経済安全保障推進室）提出資料
資料6	中間整理（取組の方向性）
資料7	仲條委員提出資料
資料8	ヴァンサン委員提出資料

---

（概要）

○伊藤座長 それでは、第3回「『対日直接投資促進戦略』重点事項推進ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、内閣府より後藤大臣、藤丸副大臣、鈴木政務官に御出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、鈴木政務官は、公務等の御都合で途中退席なさると伺っております。

（報道関係者入室）

○伊藤座長 それでは、開催に当たりまして、後藤大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。後藤大臣、よろしく願いいたします。

○後藤経済財政政策担当大臣 皆様、こんにちは。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ウイズコロナの新たな段階への移行が進められる中で、我が国が力強い成長力を取り戻し、経済再生を図っていくためには、今こそ国内での投資のみならず、海外からの投資を積極的に取り込んでいくことが不可欠だと考えています。

そのためには、本日の中間整理にもあるとおり、海外から見て魅力ある成長分野の市場を拡大すると同時に、海外の人材や資本を呼び込むために、その障害を取り除いてビジネス環境を改善すること、そして、我が国の投資先としての魅力を海外に向けて効果的に発信していく体制を強化していくことが重要となります。

具体的には、海外スタートアップ・投資家の誘致、高度人材の受入れ促進、国際金融センターの実現、G7の場などを通じたトップレベルでの発信といった、様々な政策を総合的かつ一体的に展開していくことが必要です。

また、海外の投資家からは、我が国の投資に関する諸制度の詳細がなかなか見えにくくて、具体的にどのように運用されていくのか、透明性を高めてほしいという声も聞かれるところではあります。

本日は、こうした観点から、経済安全保障推進法やパブリック・コメントの関係部署にも来ていただいています。海外からの投資を呼び込むための透明性の向上も含めた制度運用の改善に向けた議論を深めていただければと思っております。

本ワーキング・グループにおいては、本日でこれまで対応していただいた省庁を含め、延べ20の府省庁からヒアリングを行い、重点事項の検討を行ったこととなります。

今回のワーキング・グループでこれまでの議論を中間整理として取りまとめた上で、年明けから更に議論を深めて、春には新たなアクションプランを取りまとめたいと思っております。その際、2030年までの中期の目標や施策ごとに設定したKPI等についてもフォローアップをし、再検証していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

岸田総理は本年春のロンドン・シティやニューヨークでの講演において、日本経済はこれからも力強く成長を続ける、安心して日本に投資してほしいと、Invest in Kishidaを強く訴えられました。来年5月にはG7広島サミットが予定されていますが、我が国がG7議長国である2023年において、目に見える形で具体的な取組を進め、世界に対して開かれ、投資先としての魅力ある日本を積極的に発信していきたいと考えております。

本日も活発な御議論をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、プレスの方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○伊藤座長 それでは、委員各位から御発言いただく前に、各省庁から現状の取組や今後の方向性などについて、説明していただきたいと考えております。事前に資料はお配りしておりますので、簡潔にポイントのみを御説明をお願いいたします。

まず経済産業省から御説明をお願いします。

○経済産業省 経済産業省でございます。

令和4年度第2次補正予算を活用した経済産業省の取組について御説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

経産省といたしましては、今般の新型コロナの水際措置の緩和や来春のG7広島サミット開催により、日本への関心が高まるこのタイミングを生かしまして、対日直接投資喚起事業を実施いたします。

本事業では、JETROを通じてメディア等を活用した積極的な情報発信、日本企業とのマッチング、外国企業幹部の招聘等のパッケージ支援を行いまして、外国企業による対日直接投資の意思決定を後押ししています。

左側をご覧ください。具体的にはメディア等を活用した積極的な情報発信、水際措置の緩和を踏まえた開国プロモーションといたしまして、有識者へのインタビュー等を通じたコンテンツ作成や主要経済紙での多言語広告記事の発出、SNSの活用を含むデジタルマーケティング等を積極的に展開いたしまして、投資先としての日本の魅力をアピールするとともに、引き続き日本が海外からの投資を歓迎しているということを世界に向けて発信したいと考えております。

次に右側でございます。日本企業とのマッチングです。訪日パッケージ支援の一環として、デジタル、グリーン、ヘルスケア等の重点分野におきまして、外国企業・外資企業と優れた日本企業、大学、関係機関等とのマッチングを実施いたします。国内外の企業や機関による新たな連携等をサポートすることで、新規の国内誘致や進出済外資系企業の日本定着、国内でのさらなる投資拡大を図っていきたいと考えております。

投資検討プロセス加速化の一環で実施をする招聘プログラムにつきましては、日本への投資関心を有する外国企業に対して、積極的に訪日提案を行います。個別ニーズに応じて、視察や個別面談を含む招聘プログラムを実施いたします。

また、下の箱ですが、関連する事業として、日本のスタートアップの海外展開を加速する観点から、海外コミュニティ形成支援事業を実施いたします。海外のベンチャーキャピタルや協業先の候補企業を含んだ海外エコシステムの関係者を集めて、日本に関心を持つコミュニティを形成いたしまして、日本国内のスタートアップのコミュニティとの接続を強化します。これによりまして、日本のスタートアップに関する海外のベンチャーキャピタルからの投資や外国企業との協業等を促進します。本事業もJETROを通じて実施する予定でございます。上の対日直接投資喚起事業と連動させながら、効果的に実施をしてまいります。

水際措置の影響で投資に関する意思決定者の訪日が困難になる状況が続きまして、外国企業が日本への投資や日本企業と協業をしない状況が続いてまいりました。経済産業省といたしましては、水際措置の緩和やG7サミットの機会を捉え、JETROと共にこれらの事業を通じて、改めて外国企業に対して日本への投資喚起を図るとともに、投資計画の具体化・加速化に向けた支援をしっかりと

実施してまいります。

以上でございます。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

続きまして、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局から御説明をお願いします。

○内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 新しい資本主義実現本部事務局次長の三浦でございます。本日はよろしく願いいたします。

資料2に従いまして、スタートアップ育成5か年計画のポイントについて説明をさせていただきます。

1ページ目は基本的な考え方を述べてございまして、一つ目の○にありますように、スタートアップは社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものという考え方で、官民によるスタートアップの育成策の全体像として、5か年の具体的なロードマップを本年11月に新しい資本主義実現会議においてスタートアップ育成5か年計画を決定したところでございます。

このページの一番下の○にありますように、人材、資金供給、オープンイノベーションの三本柱を一体として推進していくという考え方でございます。

2.の目標ですが、2ページ目をご覧ください。三つ目の○にありますように、スタートアップへの投資額を5年後の2027年度には10兆円規模と10倍超にすることを目標に掲げております。

四つ目の○にありますように、将来においては、ユニコーンを100社創出、スタートアップを10万社創出ということで、我が国がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地になることを目指すこととしております。

本日は、特に対日直接投資の促進にも資すると考えられるものを中心に、個別の施策を御紹介させていただきます。

4ページ目をご覧ください。一つ目の柱であります人材・ネットワーク構築の関連でございます。

5ページ目の(1)の四つ目の○をご覧ください。グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムの拡充について言及をさせていただきます。

その上で(2)の一つ目の○でございますが、シリコンバレー、世界のイノベーション拠点へということで、5年間で1,000人規模の若手人材の派遣規模の拡大について記述をさせていただきます。

6ページ目の(5)の二つ目の○をご覧ください。スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、海外のアクセラレーターやVCの参加を得た大学発の

研究成果の事業化の支援を行ってまいるといってございます。

7ページ目の(7)グローバルスタートアップキャンパス構想という項目をご覧ください。海外のトップ大学の誘致などによるグローバルスタートアップキャンパスを創設することについて記述をしてございます。

9ページ目まで飛びまして、(10)の二つ目の○と三つ目の○をご覧ください。スタートアップビザの取得や銀行口座開設手続の円滑化などによって、海外の起業家・投資家を誘致していくことについて述べてございます。

こうした取組を通じて、グローバルに活躍するスタートアップの創出や海外起業家・投資家が参加しやすいスタートアップ・エコシステム拠点の形成を更に支援していくということございます。

10ページ目をご覧ください。第二の柱であります、資金供給の強化と出口戦略の多様化の関連ございます。

(1)～(5)まで数ページにわたって述べておりますが、中小企業基盤整備機構、産業革新投資機構、NEDO、AMEDといった機関によって、海外のVCも含めて、VCへの公的資本の投資ですとか、VCと協調したスタートアップ支援策を拡充していくことを考えてございます。

20ページ目までお飛びいただいて(24)という項目ございます。一つ目の○をご覧ください。海外のスタートアップやVCに対する日本の支援制度等に関する情報発信の充実、ビジネスマッチングの強化策を通じ、海外スタートアップの呼び込みに取り組んでまいります。

(25)をご覧くださいと、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むという各種施策を並べています。

最後に第三の柱であります、オープンイノベーションの推進に関しましてですが、22ページ目をご覧くださいませすでしょうか。

(1)の一つ目の○、二つ目の○にありますように、オープンイノベーション促進や研究開発税制の拡充、また、23ページ目の(5)の一つ目の○にありますように、スピンオフ税制の見直しについて言及をしているところございます。

続きまして、資料3をご覧くださいませすでしょうか。資産所得倍増プランございます。

こちらにつきましては、新しい資本主義が目指す分厚い中間層を形成する上で、構造的な賃上げによる家計の賃金所得に加え、金融資産所得を拡大することは非常に重要だという考えの下、家計の資産所得の倍増を図るために取りまとめたものございます。

施策の柱の一つとして、12ページ目を開けていただきますと、世界に開かれ

た国際金融センターの実現を一つの重要な柱として掲げております。

12ページ目の9. の第六の柱でございますが、一つ目の○、二つ目の○に考え方を書いてございます。パンデミックを契機としたBCPの見直しの動き、東アジアにおける地政学的に不透明な状況の中で、投資家や資産運用業者において新たな拠点を模索する動きが出ています。こうした中で、我が国は、確固たる民主主義・法治主義に支えられたビジネス環境を生かしながら、もしくは約2000兆円の家計金融資産等の存在という利点を生かしながら、世界の成長資金を円滑に取り込んで提供する、「世界・アジアの国際金融ハブ」の地位の確立を目指すというのが基本的な考え方でございます。

このため、三つの柱がございまして、一つ目の柱が新たな成長に資する金融資本市場の活性化でございます。(1) スタートアップ支援、(2) ESG債市場等の活性化、(3) 人的資本への投資、(4) コーポレートガバナンス改革等といった項目について、施策を述べさせていただいております。

15ページ目は、二つ目の柱の金融行政・税制のグローバル化でございます。海外からアクセスしやすい行政や税制上の課題の把握と必要な見直しに向けた対応をしていくということを記述させていただいております。

16ページ目に外国籍の高度金融人材を支える生活・ビジネス環境整備を書かせていただいております。こうした施策を総合的に進めることとしております。

最後に、資料にはございませんけれども、規制の関係で、内閣官房においては、規制のサンドボックス制度をはじめとする規制に関する事業者からの相談などを幅広く受け付ける一元窓口を担っております。JETROの英語のホームページやYouTube動画等においてサンドボックス制度を英語で周知するとともに、英語でも受付可能な問合せフォームを設置するなど、従来から外国企業・外資系企業からの問合せや相談に対して適切に対応してきております。引き続き英語ホームページの充実などの環境整備を進めてまいります。

以上でございます。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

次に総務省から御説明をお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。

まずパブリック・コメント制度から御説明をしてまいります。1ページ目でございます。行政運営における公正性の確保、透明性の向上を図る観点から、行政手続に共通する事項を定めた一般法である行政手続法において定められたものでございまして、命令等の制定機関が政省令などの法律に基づく命令や規則、審査基準、処分基準、行政指導指針、これらを定めようとする場合には、

これらの命令等の案、関連資料をあらかじめ公示いたしまして、広く一般の意見を求めることなどについて規定をされているものでございます。

それから、総務省の行政管理局長通知ということがちょっと書いてございますが、個々の案件に応じ、外国法人等が利害関係者と認められる場合には、速やかに日本語訳の提出がなされる条件の下で、他言語による意見提出を認めることが検討されるべきである。このように記載されておりまして、必要に応じて英語などによる意見提出を認めることを促しているところでございます。

次のページ、ノーアクションレター制度でございますが、これは平成13年の3月に閣議決定されました、行政機関による法令適用事前確認手続の導入において定められたものでございます。

民間企業等が事業活動を行うに当たって、法令に抵触するかどうかの予見可能性を高めるため、まずは行政運営の公正性確保、透明性向上を図るため、民間企業等の事業活動について各府省が事前に確認・回答し、当該回答を公表する手続でございます。

一般的な手続に関するものでございますので、この閣議決定には英語などによる意見提出については特段記載があるわけではございませんが、対日直接投資促進につきましては、産業競争力強化法に基づくいわゆるグレーゾーン解消制度が別途類似の個別手続として設けられておりまして、そちらで対応されているものと承知をいたしております。

なお、総務省のホームページにおけるノーアクションレター制度の照会画面につきましては、英語での表記を更に進めるべく、検討中でございます。

以上でございます。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府の経済安全保障推進室から御説明をお願いいたします。

○内閣府経済安全保障推進室 内閣府でございます。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律ということで、いわゆる経済安全保障推進法です。

柱がございまして、（１）サプライチェーンの強靱化、（２）基幹インフラの安全性・信頼性の確保、（３）先端的な重要技術の開発支援、（４）特許出願の非公開ということで、このうち（１）と（３）につきましてはいわゆる支援政策、（２）と（４）については規制になっているわけでございますけれども、今年5月に成立しましたこの法律、現在、全体の制度運用の開始に向けて、一部既に施行されたところもございまして、準備を進めているところでございます。

次のページをご覧ください。この法律の運用に当たりまして、まずは基本方

針を定めておりますので、簡単に御紹介したいと思えます。

第1章では基本的な考え方として、こちらにございますとおり、自由で開かれた経済を原則とすること、民間活力による経済発展を引き続き指向すること、その上で、安全保障上の一定の課題については、市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていくことが必要であるとうたっております。

その上で、配慮すべき事項として、第2節でございますけれども、安全保障と自由な経済活動との両立を図ること、WTO協定等、国際約束の誠実な履行を妨げることがないようにすること、あるいは事業者、地方公共団体の理解と協力を求めていくことというのが第1章でございます。

第2章は、先ほど御紹介いたしました柱となる4つの施策がございまして、その一体的な実施に当たっての基本的な事項でございまして。

とりわけ第2節にございますように、規制措置につきましては、安全保障の確保に合理的に必要と認められる限度で行うということを旨としております。

また、4つの施策については、後ほど御説明しますけれども、基本指針を定めるわけですし、制度の詳細は政省令で定めるわけですが、基本指針や基本的事項に係る政省令を定めるに当たっては、有識者会議を設置してその意見を聴取すること、更に様々な意見を適切に考慮するためにパブリック・コメントを行うこととしておりまして、事業者の経済活動の自由に配慮することとしております。

次のページをご覧ください。この4つの施策以外にも、経済安全保障を推進するための経済施策は当然ございますので、重要な産業が支える脆弱性・強みについての点検・把握というものは、今後も継続的に進めてまいります。その上で、新たに判明した課題に対しては、新たな対応措置を講ずるという方針を明確にしているところでございます。

その上で、第4章でございまして、現在、既の実施することが決まっている施策につきましては、不断に取組状況の検証・評価を行って、必要があれば制度の見直しを適時行うことにしているところでございまして、複数の省庁が関係いたしますので、関係行政機関相互の調整が行われるようにということで、そちらにも留意をしていきたいと考えてございます。

また、経済活動を実際に担っているのは民間の事業者でございまして、また、その影響は国民の皆様にも及びますので、この辺の施策の施行状況については公表を旨とするということと、丁寧に周知、広報、情報提供をしていきたいと考えております。

現状ですが、先ほども申し上げた基本方針については、9月30日に閣議決定

をしております。

先ほどの4本柱のうち、2つにつきましては、基本指針を9月30日に閣議決定しておりまして、サプライチェーンの強靱化については、12月20日に11の物資の指定について政令を閣議決定したところです。今後、物資ごとに安定供給確保を図るための取組方針も決定することになっておりまして、パブリック・コメントで意見募集を開始したところをごさいます、今後、年明けに公表してまいります。

先端的な技術の開発支援につきましても、基本指針については9月30日に閣議決定、経済安全保障重要技術育成プログラムとして研究開発ビジョンを明らかにしておりますし、研究開発ビジョンに基づきまして、既に5件の課題については12月5日から公募を開始しております。その他についても、準備ができたものから速やかに公募の手続に移ってまいります。

また、下のボックスでございませけれども、基幹インフラ・特許出願の非公開につきましても、有識者会議での議論がスタートしておりまして、有識者会議での御議論に加えまして、パブリック・コメント制度を利用した意見の募集を行った上で、来年の前半にはこの二つの施策の基本指針について閣議決定したいと考えておりますし、制度の詳細について検討した上で、令和6年、再来年の春から夏を目途に制度の運用を開始する予定でございませ。

私からは以上でございませ。

○伊藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、本ワーキング・グループの中間整理につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○永井内閣府大臣官房審議官 事務局の審議官の永井でございませ。

お手元の資料、中間整理のペーパーをご覧ください。

2ページ目をお願いします。冒頭、大臣から御説明をいただいたとおり、以下の三つの柱を中心とする新たなアクションプランを来年の春頃に策定していきたいと考えております。

この策定に向けまして、今回、取組の方向性についての中間整理を取りまとめさせていただきませ。

年初以降は、各施策の具体化を進め、現行の目標・KPIのフォローアップ・再検証を実施した上で、アクションプランの原案を、年度内を目的に取りまとめ、対日直接投資推進会議で決定をさせていただきたいと考えませ。

2023年より本アクションプランの実施及び来春に予定されるG7等の機会を通じたトップレベルでの情報発信などにより、我が国への大胆な投資拡大を図ってまいりたいと思っております。

項目につきましては、以下のとおりであります。

続きまして、具体的な内容について、簡潔に御説明申し上げます。3ページ目をご覧ください。

一つ目の柱、海外から見て魅力ある成長分野の強化ですが、まずは有望なスタートアップの創出、海外スタートアップの呼び込みということで、こちらにはスタートアップ・アクセラレーションプログラムの拡充、グローバルスタートアップキャンパスの創設、J-Bridge、Japan Innovation Bridgeを活用し、海外企業と日本企業の協業及び国内への誘致を促進、こういった点について記載をしております。

続きまして、海外投資家及びベンチャーキャピタルの呼び込みということで、こちらには公的資金による国内外ベンチャーキャピタルへの投資の強化、NEDOによる研究開発型スタートアップの支援、創業ベンチャーエコシステムの強化等々について記載をしております。

次の柱が外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和ということで、スタートアップビザの確認手続の拡大、最長在留期間の延長、コワーキングスペースの拡大、特例の全国展開等々について記しております。

4ページ目をご覧ください。この点につきましては、外国人起業家が上陸後早期に銀行口座を開設可能となるような所要の措置も講じてまいることをお伝えしております。

成長分野の強化ということで、半導体、バイオ、GX、DXなど、重要分野への投資促進ということをご記載しております。ここに掲げられているような投資促進の支援策を活用しつつ、外国企業も含めて投資を促進してまいりたいということをご記載しております。

また、サステナブルファイナンスに係る市場環境整備に関する施策や、ヘルスケアやフードテックの分野での施策についても記載をしております。

地方活性化につながる人材や資金の呼び込みでございますが、こちらにつきましては、日本に既に進出している外資系企業の日本定着と地方への二次投資の促進、デジタル田園都市国家構想交付金により地方自治体による海外企業へのプロモーション、立地に向けた誘致活動の支援についても記載をしております。

5ページ目をご覧ください。二つ目の柱、海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善でございますが、海外の高度人材の受入れ促進については、世界に伍する水準の新たな制度の創設を含めた改革を進める、税制や規制などの制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行う旨、記載をしております。

留学生交流促進・定着支援ということで、日本人の若者の海外留学の促進、

外国から日本への留学生の受入れ、そして、就職・起業・定着を支援させていただくということについて記載をしております。

専門人材不足への対応ということも記載をしております。

投資の予見可能性の向上でございますが、この点につきましては、その措置の対象者からの相談にきめ細かく対応する相談窓口の設置、Q&Aの公表といった点について記載をしております。

6 ページ目をご覧ください。国際金融センターの実現でございますが、この点につきましては、コーポレートガバナンスの改革を実質面で推し進めるためのアクション・プログラムを取りまとめる旨、記載しております。

拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化していくこと、国際金融ハブに向けた税制上の課題について、必要な見直しに向けた対応を行う等、記載をしております。

ビジネス環境の整備ということで、規制や行政手続のデジタル化の推進、銀行口座開設の円滑化、日本法令の外国語訳の国際発信、パブリック・コメント、ノーアクションレター等々の各種手続の英語対応の円滑化に向けた取組等々について記載をしております。

外国人の生活環境の整備ということで、インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握、外国人の子供の就学の支援、教育環境の整備。

7 ページ目になりますが、医療施設における多言語対応・オンライン化の促進。

特区制度における外国人医師の診療業務解禁について、対象国の拡大や医師人数、医療機関の拡大等の横展開を検討していく旨、記載をしております。

三つ目の柱、海外への発信・プロモーションの強化ということで、この点につきましては、プロモーション活動等による対日投資喚起、海外企業経営者層等を日本に招聘し、マッチング等々を行っていく。

在外公館・JETROなど、在外機関の連携の抜本強化ということで、在外公館長、大使等のトップマネジメントによる対日直接投資推進体制の強化、ハイレベルでフォローアップできる仕組みについても記載をしております。

対外発信の強化ということで、水際規制からの開国を海外のビジネス関係者に効果的にPRすること。

税関申告など、入国に係る様々な手続をオンラインで行うVisit Japan Webについて、更に利便性の向上を図るということ。

来年は、広島サミット、日本ASEAN友好協力50周年、大阪・関西万博等々に向けた様々な経済、外交上の会合の機会がございますので、この機会を捉えて、招聘を含めた大胆な投資を喚起するためのプロモーションの機会を追求するこ

と等について記載をしております。

私からは以上でございます。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

御説明それぞれありがとうございました。

それでは、ここからは各委員から御発言をいただきたいと思いますが、お一人約5分で、五十音順で指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

浅井委員、よろしくお願ひします。

○浅井委員 伊藤座長、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。浅井でございます。

これまでの議論をしっかり反映する形で中間整理をまとめていただきまして、事務局の皆様のお尽力に感謝いたします。

また、各関係省庁の皆様から詳細な取組の御説明をいただき、大変参考になりました。ありがとうございます。

私から簡単に6点ほどコメントさせていただきます。

まず経済安全保障についてです。これは繰り返しになりますが、産業界としては、経済安全保障推進法の趣旨に賛同する立場であります。同時に、透明性、競争環境の確保、事業者にとって手続上過度な負担とならないように考慮いただくことをお願ひしてまいりました。

したがって、中間整理において、事業者と双方向のコミュニケーションを図っていただくということをお約束いただいたことは、大変重要であると認識しております。特に来年、省令を策定するフェーズが非常に重要だと思ひますので、双方向のコミュニケーションを業界としても一緒に協力して推進していきたいと思ひます。

次にスタートアップについてですが、5か年計画の御説明ありがとうございます。

一つだけ申し上げますと、スタートアップビザですが、5か年計画にもあるとおり、現在はスタートアップビザとして最長1年の在留を認めています。これはビジネスの実態からすると十分ではなく、在留期間の延長が必要だと考えております。この点については、在日米国商工会議所、ACGJでもタスクフォースを通じて、近く提言をまとめる予定ですので、適宜共有させていただければと思ひます。

3点目にGXと地方への投資についてなのですが、GXは今グローバルで大変競争が激しく、その中で日本が魅力的な投資先であるということがポイントになります。したがって、これまでも申し上げているとおり、政策の予見性とスピード感が重要です。

例えば再生可能エネルギーを最大限導入する政府の方針が示されていますが、地方レベルで見ると、受け止めや実際の対応には温度差を感じていて、再エネを通じて地方に投資をするという観点で、さらなる官民の協力が必要だと感じております。

次にビジネス環境整備なのですが、プライバシー保護の観点で、代表者住所を原則非公開とすることは、これまでも法務省にお願いしてまいりました。この点、引き続き御検討いただけるということで、ありがとうございます。

銀行口座の開設の要件緩和ですが、本日は詳細を報告する情報を持ち合わせておりませんが、今後もう少し具体的な事例も踏まえまして、具体的な改善策を業界としてもお願いしてまいりたいと考えています。

最後にパブコメについてですが、在日米国商工会議所、ACCJとしては、日頃、日本語と英語でパブコメの意見書を出しております。お盆などのお休み、年末のお休みにパブコメが出ることがあり、実働日数的にはなかなか時間がなく、ここの部分は改善の余地があると考えております。

また、パブコメの対応に当たっては、ACCJ等では日本語の資料を英訳して、そして、英語で承認を取って、それから和訳をするというプロセスになっておりますので、一部英語の提出も部分的に認められてはいますが、幅広く英語で出せるような環境が整えられればありがたいと考えております。

以上、ポイントをコメントさせていただきました。ありがとうございます。

○伊藤座長 どうもありがとうございます。

神保委員、お願いいたします。

○神保委員 神保でございます。

中間整理についてまとめていただきまして、どうもありがとうございました。

私が気付いた点プラス要望になりますが、海外からの投資をしたり、海外の事業者が日本で事業活動をするに当たっては、様々な質問があったり、新しい事業を始めるといことで様々な業法についての法令の適用や、規制の内容の検討が必要になることが多くございます。そのような場合、当局に対して照会を行います。法令解釈や行政関連の手続の照会をしやすくできると助かると思っております。

今回の中間整理の中でも、投資予見可能性の向上という項目を挙げていただいたのですが、今、記載されている項目としては、経済安全保障推進法の趣旨、政策内容についての双方向コミュニケーションで、周知、広報及び相談窓口の設置等々ということでございます。経済安保法は非常に注目しているところで、これがどのように運用されるか、過度な規制にならないようにという点はもちろんのことながら、それ以外の、一般的な行政手続や、一般的な業法上の手続

といった点についての予見可能性向上という、より一般的なところも進めていただきたいと思います。

法令の解釈等々の関連では、6ページ、ビジネス環境の整備ということで、本日、総務省さんの資料4のノーアクションレター制度ですとか、パブコメの英語化というところを御説明いただいています、これはこれでももちろんとても良いですし、英語での提出、照会等ができるということは大事だと思うのですが、正直なところ、ノーアクションレター制度というのは、結果が出た場合には照会文が公表されますので、実際にこの制度を使って照会しようということになるケースは、そこまで多くはありません。事業内容ややりたいことが全て公表されてしまうことは、事業者としては避けたいということもあります。実態として存在するのはノーアクションレター以外の事業内容の照会、法令手続の照会というのが多数あって、それがスムーズに、英語での照会等を含めて柔軟に対応いただくと、日本に投資する海外の事業者がスムーズに事業ができる、安心感を持って進められるというところにもつながると思います。そのため、ノーアクションレターに限らず、より一般的な法令適用の予見可能性向上ですとか、行政への照会における英語対応の場を広げるということも、目標として掲げていただきたいと思います。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

仲條座長代理、お願いいたします。

○仲條座長代理 仲條でございます。

それでは、御意見を申し上げます。

まず各省庁のプレゼンをいただきまして、中間取りまとめ案をおつくりいただいたことについて感謝したいと思います。

私どもとしても、今、補正予算を頂くことになっておりますが、こうしたもので在外公館と連携したプロモーション活動など、様々な活動を通じてプロジェクトを形成し、実際の投資の実現に取り組んでいきたいと考えております。

中間取りまとめの中に、プロモーション・情報発信の話がありましたが、、メディアについては、非常に早いアクションが必要ということで、つい先日、12月15日に在日の外資系企業を中心に300名程度集めて、西村経済産業大臣、鈴木内閣府大臣政務官にも御出席いただき、外国企業への日本政府のコミットメントや、政策、あるいは投資を喚起することをお声がけいただくような形のイベントを行いました。「JETRO Networking Event－Collaborate & Invest Japan－」という名前なのですが、こうしたことを皮切りに、JETROとしても外国企業に向けたプロモーションに注力していきたい。コロナの際の入国制限が

厳しかったなどのネガティブな印象を払拭していきたいと考えております。

先ほど浅井委員から触れていただきました銀行口座の開設でございます。現在、金融庁様や、全国銀行協会様と協力し、口座開設のための一般的な必要書類などの情報を私どものウェブサイトに掲載をするべく、今、調整をしております。今後、口座を開設していただく金融機関と私たちの関連機関との連絡を密にして、口座開設に当たる制度での課題の共有など、連携を進めていければと思います。

これら銀行口座も含め、中間整理案で書き込んでいただいた事項で、特にモニターが可能なものについては、進捗状況のモニタリングが重要であります。私どもは外資系企業へのアンケート調査を行っておりますので、特に重要な事項については、例えば調査項目に盛り込むことで、改善の有無や追加要望について調査し、この結果をこの会議にもフィードバックしていきたいと考えているところでございます。

次に、総務省様からもプレゼンがあり、また神保委員からも御発言がありました事業参入を円滑化する取組でございます。これについては、前回も少し触れましたけれども、法の適用の有無を確認するための制度、あるいは実証を通じて規制改革につながる制度は、各省庁の御尽力により、既に様々な整備がされてきていると思っております。

ただ、認知度という点については、まだまだ限定的あり、情報が不足していることから、外国企業に特に届きにくいとか、各種制度の違いが分かりにくいとか、あるいは適用される法令を特定しなければいけないので、コストがかかってしまいます。更に言えば、神保委員が指摘されたような課題もある状況でございます。

この制度で事業の予見性のしっかり道筋をつけるということは、市場を拡大するとか、魅力を発信するとか、こういったことと同じぐらい大事なことでありまして、ここをしっかりとっていくことが非常に重要でございますし、特に我々がこれから呼ぼうとしている海外のイノベティブプレーヤーというのは、必ずしも大企業ではなくて、むしろスタートアップや中小企業が多いわけでございますので、人的リソースの乏しさや、サービスなどの新規性の観点からは前例がないものもかなり多く含まれますので、こうした取組が新しい我々の目標については有効なのだということでもあります。

こうした点から、本日、内閣府さん、総務省さんから説明をいただいた英語情報の充実について、大いに歓迎いたしますし、実際にプラスされた英語の情報においても、更に問合せとか、そういったものについては、内閣府さんがお持ちになっている対日直接投資総合窓口の再活性化であるとか、私どもの機能

をうまくつなげることで、しっかりと普及や啓発、相談の対応をしていく必要があるかと考えます。

ただ、英語化を進めることはもちろんしていかなければいけないことなのですけれども、英語にすれば良いということでは必ずしもなくて、日本で働く海外のスタートアップの方々の中には、当然日本人もいるわけで、英語でなくても良い人もいるという意味では、同時に分かりやすい制度にすることが大事で、分かりやすくした上で更に英語でもそれを発信することが大事だという点については、念のため申し上げたいと思います。

最後に、JETROでは、中期的な取組方針について、今、様々な議論を行っていただきますけれども、市場規模などの情報に加え、国内外の規制や、経済社会上の課題をビジネスの機会として、外国企業に提示していくことも、対日投資を促すような情報提供になっていくと考えています。

したがって、こうしたものを組成していくプロセスにおいて、国内外でのエコシステムの関係者をしっかりとつないでいくとか、課題を把握していくとか、ソリューションになるようなもので、外国企業に提案していく機能そのものを、誘致の主体であるJETROとしても持っていき、それを強化していく必要があると思います。

その観点から、これまでワーキング・グループで提示された各省の皆様の取組は、開かれた日本をPRする上で非常に重要なツールとなり、日本のコミットメントを示すものになりますので、こうした皆様の取組と御知見を今後私どもで広報や情報刷新をさせていただき、様々な取り組みにつなげて行ければと考えております。今後作成されるアクションプランについては、そういった面から実務的に私どもでお手伝いをさせていただければと思っています。

最後に1点、外国の企業が日本に定期的に来るような取組が一つあっても良いと思っております。海外においては、CESとか、BIOとか、GITEXとか、様々な大きなイベントがあって、そのときは必ずドバイに行こうか、アメリカに行こうかということになっているわけでありまして。日本にもCEATECとか、BioJapanとか、比較的大きなイベントがあって、そういったところに外国企業が、一部、参加をされてきております。こうした日本における民間の取組については、しっかり育っていくことを期待したいと思いますし、そのために我々としても努力はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

ヴァンサン委員、お願いします。

○リヨネル・ヴァンサン委員 いつも色々ありがとうございます。リヨネル・

ヴァンサンでございます。

各省庁の方々から貴重な御説明をいただき、誠にありがとうございます。

以前、在日フランス商工会議所に対して実施したアンケートの結論を紹介させていただきました。

10月から在日商工会議所全体の会員に対しても同じアンケートを実施いたしました。本日はそのアンケートの結論を御紹介させていただきたいと思います。

資料はありますでしょうか。

○伊藤座長 大丈夫です。

○リヨネル・ヴァンサン委員 ごめんなさい、英語になっています。皆さん、御承知のとおり、対日直接投資を推進するためには英語は大事なことです。でも、日本語でコメントさせていただきたいと思います。

EBCのアンケートとか、報告書の内容は、遅くなり、本日はその資料を共有することができないのですけれども、後で共有しても大丈夫です。

EBCのアンケートの結論は、在日フランス商工会議所のアンケートの結論と同じです。良いところとか、問題提起されたところは同じです。在日フランス商工会議所のアンケートの結論を紹介すると、EBCのアンケートの結論が分かるようになると思います。

次のページをお願いいたします。アンケートの見方とか、基本的な情報です。

次のページに行きましょう。結論に行きましょう。赤色のところは、良いとか、非常に良い、の部分で、青いところは、難しいとか、非常に困難になる部分です。

前回の予備アンケートの結論とほぼ同じです。会社を設立するための手続とか、株などの譲渡とか、それぞれの手続が非常によいとか、よいというのはとても大事なことです。すばらしいです。

問題になる点を申しますと、日本の銀行に関する手続です。個人的な意見ですけれども、日本の銀行に関する手続はそんなに難しくはないと思いますが、それがアンケートの結論になります。

コーポレート、参加者の意見を見ていると、一般的な手続などが難しいようです。特に日本の銀行に関する手続となります。

次のページに行きましょう。これも全体の結論です。

次のページをお願いします。金融とか、銀行などです。先ほどもコメントがありました。銀行の手続とか、銀行口座の開設とか、金融へのアクセスなどは、ほかの国々と比べると非常に難しいです。手続として難しいです。複数の銀行での取引をするのも難しいです。銀行は、投資とか、海外投資ではないのですけれども、取りあえず具体的な問題を解決しないと、外資系の会社などに

としては難しいです。そういう壁を越えることは難しいです。

私が大手銀行の副社長と話をしましたら、彼は経産省のガイダンスとか、金融庁のガイダンスがあると発言されていましたが、ただのガイダンスなのです。法律ではないのです。ですから、銀行はやり過ぎという気がするのですけれども、できれば、そういう制度は緩和させる必要があるのではないかという気がします。今はそういう状況なのですけれども、銀行と話をして、投資とか、お金の流れなどをコントロールしながら、海外企業とか、海外からやってくる人を応援するためには、そういう手続を緩和させたほうが良いのではないかという気がします。

次のページをお願いいたします。ビジネスに関する点です。

次に行きましょう。日本におけるビジネスに関しては、悪くないと思います。ほかの国々と比べても悪くないと思います。知的財産、イノベーション、契約上の信頼性とか、全体的にすばらしいと思います。

問題になる点は公共入札などです。やるべきことがあるのではないかという気がするのですけれども、公共入札というのは大事なことです。国のための戦略的なインフラとか、そういうことをやっていると、外資系の会社を入れたほうが良いと思います。なぜかということ、海外の技術とか、能力などを入れることができないからです。それをしないと、これから国の主要になるインフラの品質は、ますます沈んでいくのではないかという気がします。これを改善させるためには、国で統一されたものを考えたほうが良いのではないかという気がします。

次に行きましょう。全体の結論です。

次に行きましょう。ほかの国々と比べて悪いということではないと思います。外資系の会社は子会社を設立して、補助が欲しいのです。外資系の会社は個人的に補助が欲しいのです。細かいことですけれども、改善する方法があるという気がします。

次に行きましょう。全体の結論です。

ビザです。ビザは平均的です。あと、Working from homeは良いです。

労働組合もほかの国々と比べると悪いわけではありません。

問題になる点を申しますと、契約とか、解約とか、そういうことは非常に難しいです。フランスの制度などを見ると、日本はもっと難しいです。お金がかかりますし、時間もかかります。なぜかということ、曖昧な制度だからです。そういう制度はなくしたほうが良いのではないかという気がします。

重ねて、最後にあるところなのですけれども、これは非常に難しいです。全体の労働法とか、解約などを改善すると、もっと早くできるのではないかとい

う気がします。

あと、英語のことです。国際取引などを行っている会社だったら、必ず英文にしたほうが良いと思います。大学とか、教育なども含めて、考えなければならぬと思います。

次に行きます。びっくりすることはないと思いますけれども、普通の会社にとっては不自然です。大変なことになります。はっきり言いまして、苦手です。気をつけないといけないのは、民事訴訟は別に問題ないのですが、手続とか、信頼性などは非常に弱いです。海外の会社の代表者は、そういう点については懸念があります。

最後の最後なのですけれども、日本に住むこととか、日本は住みやすい国であるかどうかです。そういう点ではかなり良いと思います。例えば住民票の手続とか、市役所でやる手続、運転免許証、病院など、全体的にみんなすごく喜んでいきます。本当に住みやすいです。そういうところは、外資系の会社にとっては魅力的なところですよ。国際ルールなどからしたら、日本の子会社の代表者になってくださいと言ったら、日本だったら住みやすいですから、絶対に行きます。そういった意味では、日本は魅力的なところでもあります。大事なことです。

先ほどのお話に戻りますけれども、そんなに簡単ではないのですが、ほかの国と比べると、日本はそんなに難しくはないと思います。一般的です。

全体の結論としては、問題になっている点は、銀行の制度です。それから、公共入札の問題などです。

私からは以上でございます。ありがとうございます。失礼いたします。

○伊藤座長 どうもありがとうございます。

それぞれの御専門からいろいろと論点を出していただきまして、大変参考になりました。

最後、私からも一言だけコメントさせていただきたいと思います。

まず事務局から出していただいた中間整理を読ませていただいたのですけれども、これまでの議論を踏まえて的確に書いてあって、ぜひこれを進めていくながら、実際のアクションにつなげていただきたいと思います。

その上で、私からお話をさせていただきたいと思いますが、私個人も含めて対日直接投資をどうやって増やしていくのかという議論にずっと参加させていただいておりまして、いろんなところで政府と議論をしてきたような気がするのですが、今、なぜこの議論をしなければいけないのかということ、もう一回、整理する必要があると思っております。

前回申し上げたと思いますけれども、日本に投資が来るという重要性につい

ては、最近、議論が深まっていて、投資が増えない限りは所得も増えないし、イノベーションも起こらないし、あるいは日本の産業競争力が高まらないわけですけれども、問題は日本に投資する企業はどこかということです。

一つは、もちろん今日ここで議論になっているような外国の企業が日本に投資することなのですからけれども、もう一つは、日本の企業が日本に投資する面もあるわけです。

これも前回申し上げたと思うのですが、日本の企業が日本でどれだけ投資意欲を持っているかということと、外国の企業が日本にどれだけ投資するかということは、多くの国でどこでも連動している面があって、乱暴な言い方をすると、日本の企業が日本で投資する気がないのに、外国の企業が日本での投資を増やすことは非常に考えにくいわけで、そうすると、現時点において対日直接投資をどう考えていけば良いのかということは、二つの論点があるのだろうと思います。

一つ目は、これまでも議論してきたように、外国の企業は、日本の企業に比べて日本に投資するのはいろいろなハンディがあるので、ハンディをどうやって取り除いていくのかをしっかりと進めていくべきという論点だろうと思います。

今日、いろいろ話題になっているような話で、制度に予見可能性をもっと持たせるとか、透明性を高めるとか、あるいは英語対応の問題もいろいろ出ましたし、銀行口座の開設をはじめとするビジネス環境の問題だとか、情報発信の話も出ましたけれども、これまでにずっといろいろな形で取り組んできた政策は依然として非常に重要で、ある意味では困ったことだと思うのですけれども、これまでやらなければいけないと言われてきたことをやってきたのですが、もう一回、専門家の方々の話を聞いていると、まだやらなければいけないことがいっぱいあるということで、この部分をどうやって進めていくのかということは、もう一回、しっかり整理していただきたい。

難しいことは、先ほどヴァンサン委員のお話にあったように、例えば英語を話せる人材が非常に少ない。日本でビジネス活動を展開しようとしている外国の企業にとっては非常に致命的なことではあるのですけれども、ただ、突然日本人が英語をしゃべられるわけではないものですから、ここは難しい。

いろいろな制度とか、情報発信に関しては、政府がきちっと決断すれば、大きく変わる部分があるので、どの部分に重点を置いて取り組んだら、内外の違いみたいなものが解消できるような成果が得られるか、もう一回、きちっと整理することが必要だと思います。

その上で、私が強調したいことはもう一点で、そういう形で日本の企業に比べて、どちらかというところ、日本に投資することにハンディを負わざるを得ない

外国の企業に対してどういう支援をするのかという点も重要なのですけれども、今、根本的なところで日本に投資することが好ましい、外国の企業だけではなくて、日本の企業も考えるような流れをどうやってつくるかということが問われているのだらうと思います。

御案内のように、日本の企業でさえも、この20年間で見ると、日本国内というよりは、海外への投資のウエートが非常に高かったのだらう。極端な言い方をすると、海外へ積極的に投資している企業は、日本の国内ではメンテナンスとか、そういうようなところにしか投資をしなかった現実がある中で、今日のテーマに挙がってきたスタートアップの問題とか、前回にいろんな方もお話をされていた脱カーボンの話とか、ここは日本の国内に投資を増やす上での非常に重要な論点で、現在の時点においても非常に重要な話です。

それに加えて、半導体に象徴されるようなデジタルの分野でも投資が非常に期待されるわけで、こうした分野にどうやって投資を進めているのか、今日の御発表にもありましたように、政府がいろいろ考えていらっしゃるはずだらうと思うのですけれども、ここにうまく外国の投資を組み合わせる。つまり日本の企業を想定して、日本の国内でどうやってデジタル、あるいはグリーンやスタートアップで投資を伸ばすかではなくて、むしろ外国の企業が積極的に取り組める形の仕組みをどうやってつくれるのかということを見ると、現時点における対日直接投資の増加の話につながるのではないだらうかと思います。

繰り返しになりますが、過去にずっとこの議論をしてきて、進捗しているところもたくさんあるのですが、なかなか進まない部分もある中で、もう一回、現在の経済政策の環境の中でできることをきちっと整理する必要があると感じました。

時間がまだ若干あるのですけれども、ほかの方のお話をお聞きになって、一言、発言したいという委員がございましたら、御発言いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。特にございませんか。仲條さん、どうぞ。

○仲條座長代理 仲條でございます。

中間整理の仕上げの仕方なのですけれども、政策を行う上での項立てになっています。例えば魅力のある成長分野の強化は、日本の政府が主語になっていると思うのですけれども、逆に外国から見れば、日本において成長分野の市場が大きくなるとか、そういう見え方にする必要がありますので、英語にする際は、アクションプランにするときは外国企業の目線で字句を直していくことが大事だと思っています。

その過程においては、項立てみたいなのが変わってくるのではないかと、そのような気がしていますので、それも作業の中の工程に加えていただければよ

ろしいのではないかと思います、確認をさせていただきました。

○伊藤座長 どうもありがとうございました。

ほかに追加的なコメント、あるいは御発言はございますか。浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 ありがとうございます。

日本の市場をいかに魅力的にしていくかという話がずっとテーマだと思うのですが、すけれども、更に言うと、日本という市場は大きいのですが、すごく成長しているわけではないので、日本と協力する、日本に投資することによって、会社のほかの拠点、海外の成長に貢献できるか、我々はイン・ジャパン・フォア・グローバルという言い方をするのですけれども、日本企業と一緒に共同開発とか、協業をすることで、アジアやほかの地域に更に出ていけるところをもう少し上手に説明しないと、なかなか伝わらないというのは日々苦勞しているところす。

例を挙げますと、日本では洋上風力でいろいろなルール変更等もあり、入札の規模についても見直しが入っているところで、スケールメリットをどれだけ生かせるのかという課題が残ります。海外の洋上風力プロジェクトは本当に大規模ですので、それと比較したときに日本に投資する理由は何だということになります。サプライチェーンをもう少し強化してみるとか、新しい技術を開発するとか何か具体的な理由がないと、どうして日本に投資するのかとなります。それぞれの分野をもう少し細かく見ていって、日本の企業と一緒に日本の魅力を考えていかないとなりません。

○伊藤座長 どうもありがとうございます。

ほかに御発言はありますでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

また何かありましたら、ぜひ事務局までお寄せいただきたいと思います。

それでは、そろそろ時間になりますので、本日の議論はここまでとさせていただきます。

最後に後藤大臣から締めくくりの御発言をお願いします。

○後藤経済財政政策担当大臣 本日は、活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

今般取りまとめました中間整理を踏まえて、年明け以降、我が国への投資の拡大を実現すべく、実効性ある新たなアクションプランの策定に向けて、本ワーキング・グループで更に精力的に御議論を深めていただきたいと思います。

委員の皆様方の引き続きの御協力をお願いいたします。本日は本当にありがとうございます。

○伊藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議論につきましては、後日、事務局において議事要旨を作成し、発言者に御確認いただいた上で公表いたしたいと思います。

次回の日付につきましては、後日、事務局で調整の上、連絡いたします。

以上をもちまして、本日のワーキング・グループを終了いたします。どうもありがとうございました。

(以 上)